議会レポート

町議会第4回定例会（9月議会）が、9月6日から22日までの17日間の会期で開かれ、22件の議案の審議と、1件の陳情の報告が行われました。

平成22年度決算の認定

◇平成22年度寄居町一般会計歳入歳出決算

◇平成22年度寄居町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

◇平成22年度寄居町老人保健特別会計歳入歳出決算

◇平成22年度寄居町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

◇平成22年度寄居町下水道事業特別会計歳入歳出決算

◇平成22年度寄居町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

◇平成22年度寄居町水道事業決算

→7議案とも原案を認定

説明　平成22年度決算については、本誌2頁からの特集の記事をご覧ください。

平成23年度補正予算

◇平成23年度寄居町一般会計補正予算（第1号）

◇平成23年度寄居町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◇平成23年度寄居町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◇平成23年度寄居町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◇平成23年度寄居町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

→5議案とも原案どおり可決

説明　補正額は別表のとおりです。

人事案件

◇寄居町教育委員会委員の任命の同意

→原案に同意

説明　任期満了に伴い、加藤美知子さん（常木）を引き続き寄居町教育委員会委員として任命することに対して、議会の同意を求めたものです。

◇人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（2件）

→原案どおり可決

説明　任期満了に伴い、根岸正浩さん（木持）と藤山典彦さん（用土12）を引き続き人権擁護委員として法務大臣に推薦することに対して、議会の意見を求めたものです。

条例の制定・一部改正等

◇寄居町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定

説明　学校医等の公務災害補償について、規定を整備するものです。

→原案どおり可決

◇埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分

→原案どおり可決

◇寄居町防災会議条例の一部改正

説明　防災会議の構成委員及び定数を変更することに伴い、規定の整備をするものです。

→原案どおり可決

◇寄居町税条例等の一部改正

→原案どおり可決

◇寄居町都市計画税条例の一部改正

→原案どおり可決

◇寄居町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

→原案どおり可決

別表　今回可決された会計別補正予算内訳

単位：千円

区　分	補正前の額	補正額	総　額
一般会計	9,925,974	196,187	10,122,161
国民健康保険特別会計	4,015,372	13,913	4,029,285
後期高齢者医療特別会計	279,290	3,542	282,832
下水道事業特別会計	473,764	371	474,135
農業集落排水事業特別会計	297,568	△8,465	289,103

工事請負契約の締結

◇折原地区農業集落排水事業処理施設工事

工事場所／寄居町大字折原地内

契約金額／7、969万5、000円（消費税含む）

請負業者／株式会社ヤマト埼玉支店

→原案どおり可決

時間の有効活用を図るため、町議会本会議は、次回から午前9時開会となります。傍聴の際はご注意ください。

問い合わせ／議会事務局（☎581・2121内線340）へ。

11月から1月までの3カ月間は 滞納整理強化期間です！

町は、埼玉県と県内すべての市町村と協働して、11月から来年1月までの3カ月間を「滞納整理強化期間」とし、町税滞納額縮減のため財産の差し押さえを行うなど、滞納整理を強化します。納付期限を過ぎても納付していない方は、至急金融機関または税務課で納付してください。

町税は納付期限内に納付しましょう

納税は国民の義務の一つに規定されています。

納税通知書には、法の規定により納税額や納付期限、納税場所のほか、期限までに納付しなかった場合の滞納処分などが記載されています。

町税は、自主的に納付期限までに納付していただくのが原則です。

税金を滞納すると

納付期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。督促をしても納付がない場合、催告書の送付、電話催告、自宅訪問等を行います。

それでも納付がない場合は、官公署・金融機関・勤務先・生命保険会社等へ財産調査を行います。調査で発見した滞納者の財産（土地・家屋等の不動産、家財、預貯金、給与、自動車、生命保険など）を法律に基づき、差し押さえを行います。

差し押さえた財産は公売するなどして換価し、滞納者の税金に充当します。

納付できない事情があるときは

税務課では、納付期限内に税金を納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納付期限を過ぎても納付がないと、延滞金も生じます。やむを得ない事情により納税が困難な場合は、お早めにご相談ください。分割納付の相談にも応じます。

口座振替をご利用ください

便利です　口座振替取り扱い金融機関等に預貯金口座のある方は、その口座から自動的に振替納税ができます。納付のため、その都度金融機関などに出向く必要がありません。

確実です　納期日に口座から自動で振り替えられるので「うっかり忘れて」滞納となることがありません。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線153、158）へ。

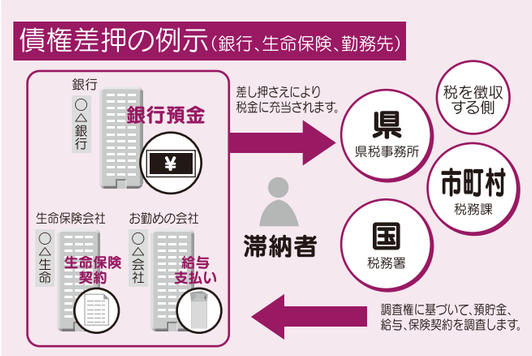

実施します！ インターネット公売

町では、税の滞納処分として差し押さえた動産等を、インターネット公売により売却します。

この公売は、ヤフー株式会社が運営するYahoo！オークションを利用して行うもので、参加資格を満たせばどなたでも参加できます。

参加申込期間／11月4日（金）午後1時～17日（木）午後11時

入札期間／11月25日（金）午後1時～27日（日）午後11時

公売方法／インターネットを使用して行う期間せり売り

公売物件／自動車1台

売却決定日／11月28日（月）午後3時

代金納付期限／12月5日（月）午後2時30分

参加資格／20歳以上で寄居町インターネット公売ガイドライン等を厳守できる方。ただし、法律で定められた一部の人を除きます（公売物件ごとに指定した公売保証金を納付していただくことが条件となります）。

参加申込方法等／インターネット公売に参加する方は、事前の申し込みが必要です。11月17日（木）までに、ヤフー株式会社が運営するYahoo！オークション（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/sai_yorii_town）からお申し込みください。

※公売物件の詳細や申込方法などは、町公式ホームページ（http://www.town.yorii.saitama.jp/）、またはYahoo!JAPAN「官公庁オークション」（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/）で確認できます。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線158）へ。